

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費無償化事業	①物価の上昇が長期化する中、食材費の高騰が学校給食費への影響も大きく、子育て世帯の保護者（幼稚園、小学校、中学校）への負担を軽減するため、国の臨時交付金を活用して期限付きで学校給食費の無償化を行う。（教職員等は除く） ②令和7年4月～令和7年6月までの3か月間、幼稚園児、小学生、中学生の学校給食費を対象として補助金を交付する。 ③幼稚園（対象者：18名、給食費：258円、給食日数：58日、学校行事・欠席等の減額：49千円、対象経費：220千円） 小学校（対象者：1,365名、給食費：276円、給食日数：58日、学校行事・欠席等の減額：2078千円、対象経費：19,774千円） 中学校（対象者：783名、給食費：334円、給食日数：58日、学校行事・欠席等の減額：1602千円、対象経費：13,567千円） ④大田市学校給食会	R7.4	R7.6
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・介護・保育施設等物価高騰対策応援金支給事業（地域福祉課分）	①社会福祉施設については、原油価格や物価高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で定められており、高騰分の価格転嫁が困難であるため、施設運営事業者等に対して応援金を支給するもの。 ②原油価格や物価高騰により増加した施設運営に係る費用及び事務費 ③入所系施設1施設×252,000円、訪問系施設2施設×21,000円、通所系施設13施設×21,000円、短期入所施設3施設×21,000円、グループホーム12施設（棟）×42,000円、相談支援施設5施設×21,000円 計1,239千円及び事務費8千円（うち1,060千円に交付金を充当） ④市内障がい福祉施設	R7.9	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・介護・保育施設等物価高騰対策応援金支給事業（こども政策課分）	①社会福祉施設については、原油価格や物価高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で定められており、高騰分の価格転嫁が困難であるため、施設運営事業者等に対して応援金を支給するもの。 ②原油価格や物価高騰により増加した施設運営に係る費用及び事務費 ③保育所等11施設×21,000円、家庭的保育事業所3施設×9,000円、放課後児童クラブ16施設×21,000円 計594千円及び事務費7千円（うち510千円に交付金を充当） ④民営の児童福祉施設	R7.9	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・介護・保育施設等物価高騰対策応援金支給事業（こども家庭支援課分）	①原油価格や物価高騰の影響により費用負担が増大している里親に対して、応援金を支給するもの。 ②原油価格や物価高騰により増加した施設運営に係る費用及び事務費 ③里親2件×13千円 計26千円及び事務費1千円（うち23千円に交付金を充当） ④里親	R7.9	R8.3
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・介護・保育施設等物価高騰対策応援金支給事業（地域医療推進課分）	①原油価格・物価高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で決められるなど、高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な状況を踏まえ、施設運営事業者に対してお応援金を支給するもの。 ②市内の医療関連施設に対して支給する交付金及び事務費 ③病院・診療所36施設×42千円、病床加算225病床×8.5千円、薬局・施術所・助産所・歯科技工所44施設×21千円 計4,349千円及び事務費49千円（うち3,738千円に交付金を充当） ④市内医療関連施設を運営する事業者	R7.9	R8.3

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
6	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・介護・保育施設等物価高騰対策応援金支給事業（介護保険課分）	①社会福祉施設については、原油価格や物価高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で定められており、高騰分の価格転嫁が困難であるため、施設運営事業者等に対して応援金を支給するもの。 ②原油価格や物価高騰により増加した施設運営に係る費用及び事務費 ③施設(100人未満)9施設×189,000円、施設(100人以上)1施設×252,000円、グループホーム(1ユニット)2施設×42,000円、グループホーム(2ユニット)5施設×84,000円、居宅サービス 67施設×21,000円 計3,864千円及び事務費19千円（うち3,300千円に交付金を充当） ④民間の介護保険施設、老人福祉施設	R7.9	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費負担軽減事業	①物価の上昇が長期化する中、食材費の高騰が学校給食費への影響も大きく、給食費の値上げによる保護者への負担を生じさせないため、食材費の物価上昇分について地方創生臨時交付金を活用する。（教職員等は除く） ②令和5年3月の食材費を基準として、令和7年4月から令和8年2月分までの各月の食材費高騰分を補助する。 ③物価上昇想定額（主食費：14,787千円）（牛乳：5,994千円）（副食費：12,436千円） 計33,217千円（うち21,170千円に交付金を充当） ④大田市学校給食会	R7.4	R8.2
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育施設給食原材料費等価格高騰対策事業	①物価高騰等の影響を受けている子育て世帯の負担を軽減するため、保育所給食における原材料費等の物価上昇相当分を保育施設に対して支援するもの。（教職員等は除く） ②保育所1施設当たりの食材費物価上昇分を支援 ③500円×（年間延べ人数）10,800人＝5,400千円（うち4,536千円に交付金を充当） ④保育施設	R7.4	R8.3
9	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等副食費無償化事業	①物価高騰等の影響を受けている子育て世帯の負担を軽減するため、令和7年4月～6月分の副食費を支援するもの。（教職員等は除く） ②副食費徴収対象世帯の副食費4,500円 ③4,500円×延べ932人＝4,194千円 ④子育て世帯	R7.4	R7.7
10	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電買換支援事業	①エネルギー価格及び物価高騰への支援として、省エネ効果の高いエアコン・電気冷蔵庫の買換え費用の一部を助成して、一般家庭の経費負担を軽減するとともに、各家庭での電気使用量を削減し、本市の二酸化炭素排出量の削減を推進するもの。 ②省エネ家電への買換えに要する経費及び事務費 ③3,950千円（省エネ基準達成率100%以上：40千円×60件（住民税非課税世帯の場合、60千円×15件）、省エネ基準達成率100%未満：10千円×35件（住民税非課税世帯の場合、15千円×20件） 計3,950千円及び事務費 150千円（うち3,444千円に交付金を充当） ④市内に住民票を有し、自ら居住する市内にある住宅の既存のエアコン・電気冷蔵庫を同品目の省エネ家電に買換え、居住する住宅に設置する者	R7.6	R8.2
11	③消費下支え等を通じた生活者支援	防犯対策事業	①地域の防犯のために自治会が設置する防犯灯に対して、蛍光灯のLED化に係る費用の一部を補助することによりLED化を促し、電気料金が削減され、物価高騰の負担を軽減する。 ②蛍光灯の防犯灯をLEDへ更新する費用に対する補助金 ③1灯あたり13,000円、灯数13灯 15,000円、灯数130灯 計2,119千円（うち1,682千円に交付金を充当） ④交付対象者：自治会の管理する蛍光灯の防犯灯をLEDに更新する自治会 対象施設：自治会の管理する蛍光灯の防犯灯	R7.4	R8.2

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
12	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	病院事業会計負担金	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている市立病院に対して、県及び市の医療機関に対する緊急支援制度(応援金)に準じ支援を行う ②市立病院に対する負担金 ③島根県の単価により積算(物価高騰分)：84,000+17,000×229(病床数)+5,000(救急告示病院加算)×229(病床数)（食材費）：8,800×229(病床数) 市の単価により積算(物価高騰分)：42,000+8,500×229(病床数) 計9,126千円（うち9,126千円に交付金を充当） ④大田市立病院	R7.10	R7.10
13	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産経営持続支援事業	①国際情勢等により飼料価格が高止まりし、畜産経営を圧迫する中、飼料購入に係る農家負担の一部を支援することで、安定的な事業継続の下支えを図る。 ②飼料購入経費について、価格高騰前（令和3年）の農家負担額と島根県の支援制度の基準となる農家負担額との差額を補助対象経費とする。交付対象期間は令和6年10月～令和7年6月。 ③補助対象経費の2/5以内を上限に補助金を交付する。 令和6年10月～令和7年3月：10,174,000円 （肉用繁殖牛：665頭 肉用肥育牛：1,880頭 乳用牛：2,745頭） 令和7年4月～令和7年6月：8,388,200円 （肉用繁殖牛：40頭 肉用肥育牛：1,786頭 乳用牛：2,671頭） 計18,563千円（うち16,617千円に交付金を充当） ④島根県の実施する畜産農家臨時経営支援事業補助金を受ける市内畜産農家、交付対象外の市内肉用繁殖農家及び市内肉用肥育農家。ただし対象畜種を1頭以上飼養し、今後も事業を継続する意思のある場合に限る。	R7.10	R8.3